

## 令和8年度横浜町結婚新生活支援事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、婚姻による新生活を始めるための支援を行うことにより、婚姻に伴う経済的負担を軽減すると共に地域における少子化対策の強化に資することを目的として、新規に婚姻した世帯に対して、住居費、引越費用及びリフォーム費用の一部を補助するものとし、その補助について、横浜町補助金等の交付に関する規則（昭和53年横浜町規則第3号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 新婚世帯 令和8年1月1日から令和9年3月31日までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦をいう。
- (2) 住居費 結婚を機に新たに物件を購入又は賃借する際に要した費用のうち、物件の購入費、賃料、敷金、礼金（保証金等これに類する費用を含む。）、共益費及び仲介手数料をいう。ただし、賃料については勤務先から住宅手当が支給されているときは、住宅手当分に相当する費用を除く。
- (3) 引越費用 婚姻に伴い転居するため、転居前の住宅に存する動産の移転のため引越業者又は運送業者へ補助対象期間に支払った費用をいう。
- (4) リフォーム費用 婚姻を機に住宅をリフォームする際に要した費用のうち、住宅の機能の維持又は向上を図るために行う修繕、増築、改築、設備更新等の工事費用で、補助対象期間に支払った費用をいう（倉庫及び車庫に係る工事費用、門、フェンス、植栽等の外構に係る工事費用、エアコン、洗濯機等の家電購入・設置に係る費用を除く。）。ただし、婚姻日より前に実施したリフォームにあっては、婚姻日から起算して1年以内に契約したリフォームに要する費用とする。
- (5) 貸与型奨学金 公的団体又は民間団体より、学生の修学や生活のために貸与された資金をいう。
- (6) 講座受講等 国、地方公共団体、医療機関又は民間事業者等が実施し、かつ、町長が認める、次のいずれかに該当する講座等の受講、動画の視聴及び相談（オンラインによるものを含む）であって、事業対象期間内に実施したものをいう。

ア ライフデザイン支援に関するもの

イ プレコンセプションケアに関するもの

ウ 医療機関等への妊娠・出産に関する相談

エ 共家事又は共子育てに関するもの

### (補助対象世帯)

第3条 補助金の交付を受けることができる新婚世帯（以下「補助対象者」という。）は、次のいずれにも該当する世帯とする。

- (1) 世帯の所得（所得証明書をもとに、令和8年4月から6月に申請の場合は前年度、令和8年7月から令和9年3月に申請の場合は当該年度の夫婦の所得を合算した金額）が500万円未満であること。ただし、貸与型奨学金の返済を現に行っている場合にあっては、世帯の所得から貸与型奨学金の年間返済額を控除した金額が500万円未満であること。
- (2) 夫婦共に婚姻日における年齢が39歳以下であること。
- (3) 対象となる住居が横浜町内にあること。
- (4) 補助金交付申請時において、夫婦が横浜町内に住民登録をしていること。
- (5) 対象となる住居が公営住宅等の公的賃貸住宅ではないこと。

- (6) 対象となる住居が事業主から給与の一部として提供される社宅、寮等ではないこと。
  - (7) その他町長がこの要綱の趣旨に合わないと認める住宅ではないこと。
  - (8) 申請する費用について他の公的制度による補助等を受けていないこと。
  - (9) 過去にこの当該制度に基づく補助を受けたことがないこと。
  - (10) 横浜町の町税の滞納がないこと。
  - (11) 夫婦共に講座等を実施していること。
  - (12) 横浜町に2年以上継続して定住する意思があること。
  - (13~~4~~) 横浜町暴力団排除条例(平成23年横浜町条例第14号)に規定する暴力団員ではないこと。
- 2 前項の規定にかかわらず、令和7年度横浜町結婚新生活支援事業費補助金交付要綱第6条の規定による交付決定を受けた世帯で、当該交付決定額が30万円(婚姻届を受理された時点で夫婦共に年齢が29歳以下である世帯にあつては60万円)に満たなかった世帯(以下「特例対象世帯」という。)についても、対象世帯とする。

(補助金の対象経費及び金額等)

- 第4条 補助金の対象経費及び金額は、住居費と、引越費用及びリフォーム費用を合わせた額を対象とし、1世帯当たり30万円を限度として支払った対象経費を支給する。ただし、夫婦共に婚姻日における年齢が29歳以下である場合は、1世帯当たり60万円を限度として支払った対象経費を支給する。
- 2 補助対象期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日(同日までに補助対象者に該当しなくなったときは、当該事由が発生した日の属する月の末日)までとする。
  - 3 補助金の額に千円未満の端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

- 第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、横浜町結婚新生活支援事業費補助金交付申請書(様式第1号、以下「申請書」という。)に、次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。ただし、本町の公簿により確認できるときは、この当該書類の添付を省略することができる。
- (1) 婚姻後の戸籍謄本(又は婚姻証明書等婚姻日及び夫婦の年齢が確認できるもの)
  - (2) 所得証明書
  - (3) 物件の売買契約書及び領収書の写し(住居費における購入の場合)
  - (4) 物件の賃貸借契約書及び領収書の写し(住居費における賃貸借の場合)
  - (5) 住宅手当支給証明書(様式第2号)(住居費における賃貸借の場合)
  - (6) 引越しに係る領収書の写し(引越費用の場合)
  - (7) 物件のリフォーム契約書及び領収書の写し(リフォーム費における購入の場合)
  - (8) 講座受講等を実施したことが確認できる書類
  - (9) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類
- 2 第1項の規定による申請は、事業開始の日から令和9年3月31日までの間に行わなければならない。

(補助金の交付決定)

- 第6条 町長は、前条に規定する申請書等が提出された場合において、内容を審査し、適当と認めるときは横浜町結婚新生活支援事業費補助金交付決定通知書(様式第3号、以下「交付決定通知書」という。)により申請者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第7条 補助対象者は、交付決定通知書を受け取った場合は、速やかに横浜町結婚新生活支援事業費補助金請求書(様式第4号、以下「請求書」という。)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、請求書の提出があった場合は、速やかに補助金を交付するものとする。

(調査等)

第8条 町長は、補助金の適正な執行のため、必要があると認めたときは、補助金を受けた世帯に対して、報告を求め、関係書類その他の物件を検査し、または関係者に対して質問することができる。

(補助金の返還)

第9条 町長は、補助金の交付を受けた世帯が、虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受けたときは、交付を受けた世帯に対し、決定の取り消し及び補助金の全部または一部の返還を命じることができる。

第10条 前項の規定による返還を命じられた者は、町長が定める期日までに当該支援金を返還しなければならない。

(補足)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年6月10日から施行する。